

指 導 検 査 基 準（指 定 行 動 援 護）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）

「市条例 73」＝八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例（令和 3 年八王子市条例第 73 号）

「障発 1206001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

「平 18 厚労告 523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用
の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

「平 18 厚労告 548」＝厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 548 号）

「平 18 厚労告 543」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 543 号）

「障発 1031001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費
用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方（ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 1 基本方針	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った指定行動援護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行い、必要があると認められる場合には、成年後見制度の利用支援に努めるとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達）の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 3 条第 2 項</p> <p>市条例 73 第 3 条第 3 項、第 4 項</p> <p>市条例 73 第 3 条第 5 項、第 6 項</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(4) 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	市条例 73 第 4 条第 4 項	B 又は C
<p>第 2 人員に関する 基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p>	<p>指定行動援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上となっているか。また、従業者は資格及び実務経験を有しているか。</p> <p>* 常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は、32 時間を基本とする))</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定行動援護の職務に従事するもののうち事業の規模 (当該指定行動援護事業者が居宅介護、重度訪問介護又は同行援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定行動援護の事業と居宅介護、重度訪問介護又は同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。) に応じて 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1) の事業の規模は、前 3 月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定行動援護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号) 第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者 (以下「実務者研修修了者」という。) ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修 (改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 18 年厚生労働省告示第 538 号) 第 2 号に規定する 1 級課程) を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修 (指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成 18 年厚生労働省告示第 538 号) 第 3 号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修) の課程を修了したものであつて 3 年以上介護等の業務に従事した者</p>	<p>支援法第 43 条 第 1 項</p> <p>市条例 73 第 7 条 準用 (第 5 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 7 条 準用 (第 5 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 7 条 準用 (第 5 条第 3 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三 1 (7) ②</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
3 管理者	<p>カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの</p> <p>キ 行動援護従事者養成研修修了者</p> <p>ク 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者</p> <p>※アからカに関しては、令和6年3月31日までの間に限り、令和3年3月31日において、直接業務に5年以上従事した経験を有するもの。キ又はクに関しては、知的障害者（児）又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。</p> <p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、専ら当該指定行動援護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定行動援護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p>	市条例 73 第 7 条 準用(第 6 条)	C
第 3 設備に関する 基準 設備及び備品等	<p>指定行動援護事業所には、指定行動援護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定行動援護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を確保しているか。 （特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。）</p>	支援法第 43 条 第 2 項 市条例 73 第 8 条第 2 項 準用(第 8 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 2(5) 準用 (第三 2(1)～(4))	C
第 4 運営に関する 基準 1 内容及び手続の 説明及び同意	<p>(1) 指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定行動援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。</p>	支援法第 43 条 第 2 項 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 9 条第 1 項)	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
2 契約支給量の報告等	<p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者との間で当該指定行動援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定行動援護の内容 ウ 当該指定行動援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定行動援護の提供開始年月日 オ 指定行動援護に係る苦情を受け付けるための窓口 <p>を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>市条例 73 第46条第2項 準用(第9条第2項) 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(1))</p>	C
	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定行動援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定行動援護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定行動援護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定行動援護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>市条例 73 第46条第2項 準用(第10条第1項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(2)①)</p> <p>市条例 73 第46条第2項 準用(第10条第2項)</p> <p>市条例 73 第46条第2項 準用(第10条第3項)</p> <p>市条例 73 第46条第2項 準用(第10条第4項)</p>	B又はC C C
3 提供拒否の禁止	<p>指定行動援護事業者は、正当な理由なく、指定行動援護の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 (3) 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難な場合 (4) 入院治療が必要な場合 <p>をいう。</p>	<p>市条例 73 第46条第2項 準用(第11条) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(3))</p>	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
4 連絡調整に対する協力	指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 12 条) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(4))	C
5 サービス提供困難時の対応	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 13 条)	C
6 受給資格の確認	指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 14 条)	C
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定行動援護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 15 条第 1 項)	C
	(2) 指定行動援護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 15 条第 2 項)	C
8 心身の状況等の把握	指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 16 条)	C
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 17 条第 1 項)	C
	(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 17 条第 2 項)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
10 身分を証する書類の携行	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>証書等に当該指定行動援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 18 条) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(8))</p>	C
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定行動援護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 19 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(9)①)</p>	B 又は C
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定行動援護事業者が指定行動援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限られているか。</p> <p>13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により支給決定障害者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>※ 指定行動援護事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定行動援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 20 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(10))</p>	C
	<p>(2) (1)の規定により支給決定障害者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>※ 指定行動援護事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定行動援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 20 条第 2 項)</p>	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行う指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額として、支援法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の 1 割相当額の方が低い場合は、1 割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、(1)及び(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定行動援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、(1)から(3)までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(11)①)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 3 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 4 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 21 条第 5 項)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項（支援法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 この場合において、当該指定行動援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 22 条)</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領により指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定行動援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 23 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 23 条第 2 項)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
16 指定行動援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、提供された指定行動援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、行動援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 24 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 24 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(14))</p>	<p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p>
17 指定行動援護の具体的取扱方針	<p>指定行動援護事業所の従業者が提供する指定行動援護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定行動援護の提供に当たっては、行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定行動援護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定行動援護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 25 条第 1 号)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 25 条第 2 号)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 25 条第 3 号)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 25 条第 4 号)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
18 行動援護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な指定行動援護の内容等を記載した行動援護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定行動援護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、行動援護計画の原案を作成し、行動援護計画に基づく支援を実施しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、行動援護計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 行動援護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、行動援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、行動援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該行動援護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが行動援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 行動援護計画に変更のあった場合、(1)から(5)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 26 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16))</p> <p>障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16)①)</p> <p>障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16)②)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 26 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16)③)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 26 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(16)④)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 26 条第 4 項)</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定行動援護の提供をさせてはならないか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 27 条)</p>	<p>C</p>
20 緊急時等の対応	<p>指定行動援護事業所の従業者は、現に指定行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 28 条) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(17))</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 29 条)	B 又は C
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者に、市条例 73 第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか、指定行動援護事業所に対する指定行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定行動援護の管理等を行っているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 30 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 30 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 30 条第 3 項)</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>C</p>
23 運営規程	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定行動援護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 31 条)	B 又は C
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対し、適切な指定行動援護を提供できるよう、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p>	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 33 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用(第三 3(22)①)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
25 業務継続計画の策定等	<p>(2) 指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業者によって指定行動援護を提供しているか。 指定行動援護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 33 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(22)②)</p>	C
	<p>(3) 指定行動援護事業者は、従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定行動援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 33 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(22)③)</p>	B 又は C
	<p>(4) 指定行動援護事業者は、適切な指定行動援護の提供を確保する視点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 33 条第 4 項)</p>	C
26 衛生管理等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定行動援護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているよう努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 34 条第 1 項)</p>	B
	<p>(2) 指定行動援護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 34 条第 2 項)</p>	B
	<p>(3) 指定行動援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 34 条第 3 項)</p>	B
26 衛生管理等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 35 条第 1 項)</p>	B
	<p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 35 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34) 準用 (第三 3(24))</p>	B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(3) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めているか。</p> <p>ア 当該指定行動援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定行動援護事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該指定行動援護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 35 条第 3 項)	B
27 掲 示	<p>(4) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、食中毒が発生しないように、必要な措置を講ずるとともに、食中毒の発生の防止に係る研修を実施するよう努めているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>ただし、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。</p>	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 35 条第 4 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 36 条)	B 又は C
28 身 体 的 拘 束 等 の 禁 止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p>	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 37 条第 1 項)	C
	<p>(2) (1) の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。</p> <p>ア 利用者又は他の利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。</p> <p>イ 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。</p> <p>ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。</p>	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 37 条第 2 項)	C
	<p>(3) 指定行動援護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。</p>	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 37 条第 3 項)	C
	<p>(4) 指定行動援護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 37 条第 4 項)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
29 秘密保持等	<p>(1) 指定行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、他の指定行動援護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 38 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 38 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 38 条第 3 項)</p>	<p>C</p> <p>B 又は C</p> <p>C</p>
30 情報の提供等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 39 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 39 条第 2 項)</p>	<p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p>
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 40 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 40 条第 2 項)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
32 苦情解決	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者又はその家族からの指定行動援護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、提供した指定行動援護に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、提供した指定行動援護について、支援法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告若しくは指定行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 1 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 2 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 3 項)</p> <p>市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 4 項)</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
33 事故発生時の対応	(5) 指定行動援護事業者は、提供した指定行動援護について、支援法第 48 条第 1 項の規定により区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力し、当該区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 5 項)	C
	(6) 指定行動援護事業者は、知事、区市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を知事、区市町村又は区市町村長に報告しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 6 項)	C
	(7) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第 85 条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあつせんに可能な限り協力しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 41 条第 7 項)	C
	(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 42 条第 1 項、2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34)準用 (第三 3(30))	C
	(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 42 条第 3 項)	C
34 虐待等の禁止	<p>(3) 指定行動援護事業者は、(2)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 当該指定行動援護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定行動援護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ウ 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 42 条第 4 項)	B
35 会計の区分	指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において経理を区分するとともに、指定行動援護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 44 条)	C
36 記録の整備	(1) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 45 条第 1 項)	B
	(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しているか。 ア 11 に規定する指定行動援護の提供に係る記録 イ 18 に規定する行動援護計画 ウ 32 に規定する苦情の内容等に係る記録 エ 21 に規定する区市町村への通知に係る記録	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 45 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三 3(34)準用 (第三 3(33))	B 又は C

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
第5 届出等 1 変更の届出	<p>指定行動援護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号まで、第11号及び第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>※ 指定行動援護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (4) 事業所の平面図 (5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 (6) 運営規程 (7) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 (8) 役員の氏名、生年月日及び住所 	支援法第46条 第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項	B又はC
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定行動援護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者（指定に係る事業所又は施設が八王子市域のみに所在する指定事業者等）は、八王子市長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。）</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	支援法第42条 第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27 支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
第6 介護給付費の算定及び取扱い		支援法第29条第3項	
1 基本事項	<p>(1) 指定行動援護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第4により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定行動援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p>	C
2 行動援護サービス費	<p>(1) 行動援護計画の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した行動援護計画に基づいて行われているか。 なお、行動援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載しているか。 また、当初の行動援護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに行動援護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 次のア及びイのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（以下「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ア 区分3以上に該当していること。 イ 平18厚労告543「厚生労働大臣が定める基準」の十二に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画及び支援計画シート等（以下「行動援護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定行動援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。</p>	<p>障発1301001通知 第二2(4)⑫ 準用(第二2(1)①)</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注1</p> <p>平18厚労告543の十二</p> <p>障発1301001通知 第二2(4)②</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注2の2</p>	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
3 2人の行動援護従業者により行った場合	<p>(6) 平 18 厚 労 告 548「厚生労働大臣が定める者」の十一に定める者が、指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 546 号「厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に 2 人の行動援護従業者が 1 人の利用者に対して指定行動援護を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※「厚生労働大臣が定める要件」 (1) 障害者等の身体的理由により 1 人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1) 又は (2) に準ずると認められる場合</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 4 の 1 の注 3 平 18 厚 労 告 548 の十一 平 18 厚 労 告 523 別表第 4 の 1 の注 4</p> <p>平 18 厚 労 告 546 の一</p>	C
4 1日1回のみの算定	<p>行動援護サービス費は、1日1回のみの算定となっているか。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 4 の 1 の注 5</p>	C
5 特定事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所が、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 特定事業所加算 (I) 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数 (2) 特定事業所加算 (II) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (3) 特定事業所加算 (III) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (4) 特定事業所加算 (IV) 所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 特定事業所加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者 (登録型の行動援護従業者を含む。) に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修 (外部における研修を含む。) を実施又は実施を予定していること。 また、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、行動援護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別表第 4 の 1 の注 6 障 発 1301001 通知 第 2 (4) ⑦ 準 用 (第 2 (1) ⑮)</p> <p>平 18 厚 労 告 543 の十三</p>	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定行動援護事業所における行動援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね1月に1回以上)に開催すること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる行動援護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が行動援護従業者一人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>(二) 指定行動援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。</p> <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、行動援護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>(ウ) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない行動援護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定行動援護事業所の新規に採用した全ての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した行動援護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる行動援護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある行動援護従業者）が、新規に採用した行動援護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の行動援護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）のすべてを勤務している行動援護従業者をいい、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の行動援護従業者が対象となる。</p> <p>(キ) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ク) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(ケ) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。 なお、算定においては、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p> <p>イ 特定事業所加算（Ⅱ） 行動援護事業所においては、アの（ア）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（カ）又は（キ）及び（ク）のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算（Ⅲ） 行動援護事業所においては、アの（ア）から（オ）まで及び（ケ）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 特定事業所加算（Ⅳ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（イ）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 （イ）指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 （ウ）第2の2の規定により、配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定行動援護事業所であって、規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 （エ）前年度又は算定日が属する月の前3か月における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p>		
6 特別地域加算	<p>平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所の行動援護従業者が指定行動援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注7</p>	<p>B又はC</p>
7 緊急時対応加算	<p>利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 なお、「緊急に行った場合」とは、行動援護計画に位置付けられていない行動援護を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。 また、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを届け出た指定行動援護事業所の場合、1回につき定める単位数に、更に50単位を加算する。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注8 障発1301001通知 第二2(4)⑨ 準用(第二2(1)⑰)</p>	<p>B又はC</p>
8 備考	<p>利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間に、行動援護サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注11</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
9 身体拘束廃止未実施減算	第4の28の(3)又は(4)に規定する基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第4の1の注10	C
10 初回加算	<p>指定行動援護事業所において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護を行った日の属する月に指定行動援護を行った場合又は当該指定行動援護事業所のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護を行った日の属する月に指定行動援護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定行動援護事業所から指定行動援護の提供を受けていない場合に算定しているか。</p> <p>また、サービス提供責任者が、行動援護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の2の注</p> <p>障発1301001通知 第二2(4)⑩ 準用(第二2(1)⑱)</p>	B又はC
11 利用者負担上限額管理加算	指定行動援護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第4の3の注	B又はC
12 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定行動援護事業所において、社会福祉士及び介護福祉法第2条第2項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>5(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合に、算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第4の4の注 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項	B又はC
13 行動障害支援指導連携加算	支援計画シート等を作成した者が、指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護に移行する日の属する月(翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月)につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第4の4の2の注	B又はC
13 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定行動援護事業所が、利用者に対し、指定行動援護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第4の5の注	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 2から12までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) 2から12までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) 2から12までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該指定行動援護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該行動援護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定行動援護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>	<p>平 18 厚 労 告 543 の 十 四 準 用 (二)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの(ア)から(カ)まで、(キ)の(一)から(四)まで及び(ク)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) アの(ア)から(カ)まで及び(ク)に掲げる基準に適合すること。 (イ) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定行動援護事業所が、利用者に対し、指定行動援護を行った場合に、2から12までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、他方の加算を算定していないか。 (1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 4 の 6 の 注</p> <p>平 18 厚 労 告 543 の 十 五 準 用 (三)</p>	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材等」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二) 当該指定行動援護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定行動援護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定行動援護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 行動援護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(カ) 行動援護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>(キ) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク) (キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ア(ア)から(エ)まで及び(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定同行援護事業者等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合は、第6の2から12までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定行動援護事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定行動援護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 行動援護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>	<p>平 18 厚 労 告 523 別 表 第 4 の 7 の 注</p> <p>平 18 厚 労 告 543 十 五 の 二 準 用 (三 の 二)</p>	B 又 は C